

**第 43 回日米財界人会議
共同声明(仮訳)
2006 年 11 月 13 日、東京**

日米経済協議会並びに米日経済協議会(以下、両協議会)は、第 43 回日米財界人会議において下記の事項に合意した。

米国経済

両協議会は、米国経済が、原油価格の高騰や金融引き締めにもかかわらず、緩やかな景気拡大を持続していることを歓迎する。

足元で景気はやや減速しているが、主因は住宅価格上昇率の大幅な鈍化にあり、住宅投資は在庫調整のため大きく落ち込んだ。住宅市場の調整は、原油価格の上昇とともに個人消費の下押し要因となっており、その影響を注視する必要がある。

一方、企業の生産活動は活発であり、企業業績は堅調に推移。設備稼働率の高さとあいまって、設備投資は引き続き高水準で推移している。雇用は、やや勢いが鈍ったものの、なお順調に拡大しており、失業率は低水準にとどまっている。これらが堅調な家計所得の伸びをもたらし、個人消費を下支えている。原油価格が適正水準へと調整を続け、各種統計が示唆するように住宅市場が落ち着きを取り戻せば、個人消費は更に押し上げられ、その結果、景気は第 4 四半期も緩やかな拡大を続けるであろう。

インフレは抑制された状態にあり、景気減速とあいまって、金融引き締め局面も一旦終了したようだ。柔軟な金融政策が、今後も安定した経済成長をもたらすと期待される。

不均衡問題は引き続き重要なテーマである。米国の巨額な経常赤字は拡大を続けており、なおも重大な懸念事項である。不均衡是正の為には、為替相場の再調整のみならず、経済政策の変更も必要である。米国の経常赤字に伴う将来的リスクへ対処するには、多国間による協力および協議が不可欠となる。

日本経済

両協議会はまた日本経済の持続的な景気拡大に大いに勇気づけられている。民間部門が主たる構造問題 - 過剰債務・過剰設備・過剰雇用 - を解決したことから、中長期的な経済の安定性は増した。需給ギャップの解消により、長年にわたるデフレ状態からの脱却が実現した。企業は体質改善を終え、収益力の向上を背景に、積極的な戦略を採用し始めた。その結果、設備投資、雇用は今後とも堅調に推移しよう。なかでも雇用者所得の伸びが安定的にプラスとなったことは重要である。個人消費の伸びを支えるだろう。

日本経済は、内需・外需のバランスがとれた経済成長へと体質が変化しつつある。米国の景気減速の影響は注視する必要があるが、中国を含むアジアの安定的な成長は支援材料となり、また内需の安定により、景気拡大の流れは引き続き維持されるであろう。

一方、今後も政府は構造改革への取り組みを持続させることが重要である。財政再建は喫緊の課題だが、まずは政府部門の効率化を優先すべきで、とくに増税・社会保障費負担増には慎重

な検討が必要である。両協議会は、規制緩和と税制改革による民間部門の活性化を支持するとともに、安倍内閣がイノベーションによる持続的成長を重視している点に勇気づけられている。かかる経済成長が結果として歳入増をもたらす、財政の健全化が図られることを期待する。

日米経済連携協定に向けて

両協議会は、ハイレベル、包括的、かつ通商上、建設的で、意義のある経済連携協定(EPA)を日米両国間において締結することが引き続き重要であると考えている。日米EPAの意義は、1)両国経済に対して経済面及び貿易面で大きなメリットをもたらすこと、2)両国間の経済関係を強化し、両国間の経済統合を深化させることを通じて、より広範な両国関係の発展/強化に貢献すること、そして、3)より意味のある経済および貿易の自由化を追求する他の二国間もしくは地域間協定のモデルを確立すること、にある。

日米EPAは、WTOルールの下で要求される、農産品を含む「実質的に全てのモノの貿易」とともに、サービスにおける「ほぼ全ての分野」をカバーする「FTA-Plus」としての内容をもつべきであると、両協議会は考えている。最も重要な点は、通商上意義のあるEPAは、法規制とその透明性、基準・認証、商法、投資ルール、資本市場と為替、アンチダンピングなどの貿易救済措置、競争政策、人的資源とヒトの移動、知的財産権、セキュア・トレードなどの非関税障壁を対象としたもので無ければならない。日米EPAは、既存の日米貿易協定の充実と深化によって構築されるものであり、EPA交渉の対象となるであろう多くの分野を含む「成長のための日米経済パートナーシップ」に新たな活力と意義を与えるものである。

包括的かつハイレベルな日米EPAは、重要かつ前例の無い取組みであり、これを実現するためには、両国政府によるハイレベルな政治的コミットメントと、両国の民間セクターによる強力なサポートが不可欠である。今まさに、両国政府が民間セクターの協力を得て、日米EPAのアウトラインと対象範囲に関するフォーマルな研究を開始するに相応しいタイミングであると両協議会は考える。

両協議会は、包括的かつ経済的に意義のある日米EPAを実現させるために不可欠な分野及び範囲を特定するための研究を、それぞれ、もしくは両協議会が協力して行なうことにより、この研究イニシアチブを支援することを公約する。加えて、両協議会は協力して、両国政府におけるこの取組みを支援することとする。

高齢化社会、ヘルスケアとICTとの関係において

日本の高齢化は急速に進んでおり、米国も近い将来同じような状況に直面する見込みである。世界中の多くの研究結果が示す通り、ごく初期の段階で病気の発見・治療を行うことにより、時間と医療費を節約するとともに、より多くの人命を救うことができる。日米社会の高齢化にともない、また平均寿命が年々伸びている中で、人々が可能な限り長い間健康かつ創造力豊かで、安心・安全に暮らせるためには、このアプローチは益々重要となっている。これは、安倍総理が9月29日の国会所信表明演説の中で触れた、「新健康フロンティア戦略」、および2006年初頭のブッシュ米大統領演説”Reforming Healthcare for the 21st Century”の方針と一致している。

両協議会は、日米両政府に対し、予防医療或いは Early Health に重点を置いた施策の促進を要求する。すなわち、早期診断・早期治療の医療的・経済的ポテンシャルの認識、より高い質・効

率の向上を可能にする情報システムの構築、両国国民がより長く生産的な生活を送れるための革新的な医薬品や医療機器の早期活用、医療の質・コストに関する透明性確保および消費者意識の向上などである。

最先端のICT技術を活用することで、医療の質を高めつつコスト低下を図ることが可能となり、そのことは健康で創造的な社会の維持に寄与する。標準的なEHR(Electronic Healthcare Records)の普及促進、および医療情報通信インフラの改善による医療機関間の情報共有促進により、患者のニーズを満たすとともに、効率化、管理コストの削減、診断の向上、致命的なミスの予防等の観点において日米の医療システムを劇的に進歩させることができる。医療分野における戦略的ICT活用は、患者に対するシームレスなサービス提供を行うために不可欠な医療機関ネットワークの構築や高齢者が安心・安全に暮らすための環境整備にも中核的役割を担う。更にICTは革新的製品や診断技術などの研究開発の分野においても貢献している。

両協議会は、日米両政府に対し、日米における戦略的医療ICTの活用を促進するために、標準化および調達において、オープンかつ透明なプロセスを採用し、世界中の最も優れた技術を活用できるようにすることを要求する。より具体的には、電子医療情報共有のための医療情報インフラ技術の標準化、医療機関が積極的に新技術・システムを採用するように補助金を含めたインセンティブの提供、調達プロセスにおける透明性・技術中立性の確保による特定ベンダーへの依存の防止と新規市場参入の促進、高齢者の安心・安全な生活を可能にするユビキタスネットワークにおける遠隔センサーシステムのようなICTの活用促進、そして基礎研究で得られたアプリケーションを現場にいち早くフィードバックするための橋渡し研究の促進を要求する。

貿易

WTO

両協議会は、WTO新ラウンド交渉(DDA)が行き詰まりを見せていることを非常に憂慮し、日米両政府に対し、交渉の成立に向けて対策を取るよう強く要請する。多角的自由化を実現し、多国間ルールを確立するための機会をさらに先延ばしにすることは、世界経済およびWTO加盟国・地域の経済に深刻な影響を与えることになる。また、多くの国が独自に地域的な自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の締結を目指しているなかで、国際的なWTO体制に対する信頼を損なうことにもなりかねない。われわれは全メンバーに対し、このことに留意し、合意に必要な政治的判断を下すよう強く促すものである。

特に日米両国は、この難局を打開するために、農産物貿易に関して新たに改善された提案を行う必要がある。

米国は、貿易歪曲的な生産補助金のさらなる削減に向け体制を整えなければならない。この点に関して、両協議会は米国政府と議会に対し、DDAへの影響を確実に考慮に入れた上で、2007年農業法の審議を進めることを強く要請する。また両協議会は米国議会に対し、DDAおよび二国間FTAの承認を促すために、大統領貿易促進権限(TPA)を延長することを強く要請する。

日本も、関税削減を提示し、関税輸入割当数量を拡大することにより、農業分野の市場アクセスを拡大するための体制を整えなければならない。両協議会は、日本政府が新たな「食料・農業・農

村基本計画」に沿って農業分野の構造改革を加速させることで、日本国内の農業競争力を強化する取り組みを行うよう奨励する。

以上のような課題は、政治的に慎重な対応が求められ、困難を伴うことは明らかである。しかし、二大経済国そして主要貿易国として、日米両国が真のリーダーシップを発揮することは極めて重要である。同様に、モノとサービスの貿易のさらなる自由化が、より多大な利益を米国、日本、そして世界経済にもたらすということを、両国政府および主要関係者が認識することも極めて重要である。

物流セキュリティ

2001年の米国同時多発テロ以降、日本・米国・その他各国を出入りする国際貨物に対するセキュリティを強化する必要性が格段に高まった。他方、今日のようにサプライチェーンがグローバル化した時代にあっては、物流(ロジスティクスと輸送)は決定的な要素であり、開放的でスムーズな物流システムの維持を、セキュリティの確保とバランスさせることは容易ではないが、必須課題である。

米国の国土安全保障省(DHS)ではこの観点から、CSI(Container Security Initiative)、CTPAT(Customs-Trade Partnership Against Terrorism)、貨物情報の事前提出ルール(いわゆる海上貨物の24時間ルール)等、一連の対策を実施してきた。日本においても日本版24時間ルールの導入が現在検討されており、EUにおいても同様の動きがある。

こうした措置はテロに対するセキュリティを確保する上で欠かすことはできないものだが、一部の、特に海上貨物の24時間ルールは、米国と日本(及びその他の国々)との間の貿易をより複雑でコスト高にしている。このようなプログラムの実施が日米両国間のスムーズな貿易の流れを妨げてはならず、明白なセキュリティ面での恩恵がなくリードタイムの増加やコスト増につながっている措置は、排除されなければならない。両協議会は、物流のサプライチェーンセキュリティの確保と貿易円滑化の調和を目指す二国間対話の場を創設することを両国政府に強く要望する。

両協議会は、セキュリティと貿易の円滑化プログラムの相互認証を実現し、ベスト・プラクティスを確認・採用するためには、政府と民間がWCO(世界税関機構)などでの協議も含めて、協力することが必須であると認識する。

この観点から、両協議会は、貿易に関するワーキンググループにおいて、物流セキュリティと貿易円滑化に拘わる問題を研究し、現行のセキュリティプログラムを改善するための現実的な提言を来年の会議までに両国政府に行うことに同意した。

ヘルスケア・イノベーション

健全な高齢化社会の構築には、人々の生命を救い生活を改善する革新的な製品・治療法を創出する医療産業が不可欠である。これらの製品・治療法は、入院日数を短縮し、医療コストを削減する。

両協議会は、医療産業が、日米両国の将来に亘る持続可能な経済成長を実現する担い手のひとりであると確信し、日米両国政府に対し、この革新的産業を支援する改革を提言する。既に、両国政府は、医療産業が経済へ与える影響について認識し始めている。米国では、ブッシュ大統領が「21世紀医療改革」の中で、「アメリカの競争力の堅持には、国民が利用しやすい医療が不可

欠」と述べている。一方、日本の安倍総理も就任時の所信表明演説で、「イノベーション25」と称し、医薬、工学、情報技術などの分野ごとに、2025年までを視野に入れた、長期の戦略指針を取りまとめ、実行することを表明した。経済産業省(METI)の新経済成長戦略も同様に、医療産業の重要性を強調している。

医薬品

米国の食品医薬品局(FDA)は、医薬品、バイオ製品、医療機器が製品化されるまでの科学的プロセスを近代化する「クリティカルパス・イニシアチブ」を提唱し、国家的な取り組みを開始した。一方、日本の厚生労働省(厚労省)も、2002年に公表した「医薬品産業ビジョン」の見直しに着手した。この現状をふまえ、両協議会は厚労省の「医薬品産業ビジョン」の改定に際し、以下の点を考慮することを求める。

- ・ 治験基盤の改善:厚労省は上記ビジョンに沿って、医療機関において、治験(臨床試験)を円滑に進めるためのCRC(治験コーディネーター)を増員させるなど対策を講じてきた。しかし、治験を取り巻く環境を他の主要市場と同レベルまで引き上げるためには、医療機関の課題だけではなく、治験の管理・運営面の課題への取り組みも必要である。両協議会は、現在の各機関により推進されている様々な取り組みが、首相や政府によって、調整され、円滑に実施されることを強く求める。
- ・ 承認審査の迅速化:厚労省は、同じくビジョンに沿って、審査期間の短縮に向けたいくつかの取り組みを開始している。2006年10月1日には、承認審査を加速するための特別な組織(承認審査等推進室)を省内に設置した。加えて、医薬品医療機器総合機構(PMDA)は、「ドラッグ・ラグ」問題の解決のために、スタッフの増員を決定している。ドラッグ・ラグ解消への取り組みは重要であるが、同時に、現在の日米間の審査期間の差を縮小する取り組みも必要である。また、PMDAの業務プロセス、一貫性、効率性を改善するために、日米欧の医療産業との意見交換を通じて、PMDAのパフォーマンスを評価する指標を積極的に採用していく必要がある。また、併せてさらにスタッフを増員させるための対策も講じられるべきである。そのため、両協議会は、FDAと厚労省の信頼関係の構築と情報交換を促進する目的で、両機関の上級職による継続的な会合を持つことを強く求める。
- ・ 知的財産の保護強化:日本では、既に、新医薬品のデータ保護期間を6年から8年に延長することを決めている。両協議会は、米国においても、現行、5年間のデータ保護期間を日本と同じく8年へ延長することを求める。
- ・ 薬価制度:国民皆保険制度の枠組みの中で、革新性を十分に評価する新しい薬価制度の構築が求められている。現在、日本では、国民皆保険の下、古く、価値の低下した製品との比較を含めた、一連の複雑なルールによって、新薬の価格が決定される。また、既収載品の薬価はすべて2年ごとに下方に改定される。従って、長期ビジョンの観点から、抜本的な薬価制度改

革を実施し、特許期間中のイノベーションの価値がより高く評価される仕組みを構築する必要がある。一方、短期的にも、現行制度内にて、イノベーション促進のため、革新性がより評価されるための様々な取り組みが必要である。両協議会は、米国を含む産業界と日本政府間で、薬価制度の抜本的改革について活発な協議が行われ、イノベーションの価値がより高く評価され、研究開発が推進される仕組みが構築されることを強く求める。

医療機器

医療技術は長期的な医療に関連する費用や在院日数の削減に寄与する。医療技術への投資は投資額をはるかに上回る恩恵を社会にもたらし、人々の生命を救い、寿命を延ばすことに貢献していることが、多くの研究によって示されている。しかし、日本において医療機器と診断技術は多くの課題を抱えている。両協議会は以下の事項を日本政府に提言する。

- ・ 薬事承認審査期間の短縮：日本の患者により早く先進医療機器を提供できるよう承認審査プロセスをより速く効率化するために、PMDAは、他の先進国で認可された医療機器の承認を早める一方で、全般的に承認審査プロセスを早め、審査担当職員の人数を増員すべきである。
- ・ 診療報酬の対象拡大：今春導入されたMRIやCTの画像診断機器における機器性能による診療報酬の差異化は、病院や診療所の旧型医療機器の更新意欲増加につながっている。一方で、日本の多くの病院では診療報酬引下げにより医業収入が減少している。両協議会は、疾病の早期段階での治療を確実に行うために、より進んだ技術を導入した新たな医療機器を評価することが重要であると合意する。しかし同時に、日本経済の置かれた状況、その中での医療費総額についても考慮が必要である。両協議会は厚労省が新たな技術の医療機器を適切に評価し、日本国民のためになるよう診療報酬の適切な配分を行うよう提言する。

グローバルな金融のハブとしての日米金融市場

両協議会は、金融・資本市場が経済成長のために極めて重要であるとの認識の下、日米両国政府が、それぞれの国において、公正且つ効率的な市場の確立、及びグローバルな金融センターとしての地位強化のために努力していることを高く評価する。両協議会は規制や税制の分野におけるグローバルなベスト・プラクティスを遵守することが、両国の市場の優位性の確保に繋がると考える。

両協議会は、それぞれの国における職務権限を有する管理者の取扱いや国外居住者に対する税制上の取扱いを含め、専門性の高い人材・管理者の取扱いが自国の市場としての魅力やグローバルな金融業に従事する国民にどのような影響を及ぼすかについて、十分な検討を重ねるべきであると考え。米国政府は海外に居住する米国人に対する課税をグローバル・スタンダードに適合させるべきである。

両協議会は、市場の透明性を確保することが、市場参加者の意思決定の不確実性を軽減し政

策の実効性を高めることに加えて、金融市場に係わる政策の正確な理解を促すことで金融及び金融システム全体の安定性向上に資するものとする。具体的には、政策立案過程における官民の対話の促進、商品認可や行政指導に関する基準の公表、適切なパブリック・コメント手続き、ノー・アクション・レター制度、解釈指針等を活用することが、企業の法令遵守対応における安定性と対応能力を大幅に改善するものとする。両協議会は、規制の透明性を確保するために、日本で活動する外国金融機関に関する金融コングロマリット規制のガイドラインを一層明確にすることを要望する。

両協議会は、日本における現行及び将来の税制がビジネス活動や経済成長にどのような影響があるのかについて、日本政府は慎重に検討すべきであるとする。また、日本における法人税は国際標準に適合する水準まで低減されることを要望する。仮に日本政府が今後消費税の見直しを行う場合には、グローバル・スタンダードとの整合性を確保するとともに、全額出資関係にあるグループ会社間取引に係る消費税の取扱いを再検討すべきである。

米国において、米国企業改革法(以下、サーベンス・オクスレー法)は証券市場に対する信頼回復の一助となったが、同時に、上場企業のコンプライアンスに係る費用負担の大幅な増加をもたらした。日本において新たに成立した金融商品取引法では、サーベンス・オクスレー法に類似する内部統制に係る開示とその他の報告義務が定められている。両協議会は日米両国政府が当該法令に係るコンプライアンスに要する費用と時間の負担を軽減すると同時に当該法令の効果を高めることを実現するという視点から、産業界の関係者と対話を重ね、法制のあり方の検討を継続すべきであるとする。

両協議会は、日本政府が金融商品取引法の政省令等、詳細な規制を定めるにあたり、同法の重要な目的である投資家保護を達成するために、最も効率的な手法について検討を重ねるべきであるとする。

両協議会は、消費者信用及び商業貸付の分野における安定的な信用供与を確保するために、より透明性が高く効率的な法制及び市場環境の形成に資する措置を講じるよう要望する。また、日本政府が検討を進めている貸金業法改正において、消費者信用の分野における安定的且つ予見可能性の高い法制が構築されることを期待する。

郵政民営化

郵便貯金・郵便保険

2006年7月31日、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」(以下、「実施計画の骨格」)が公表された。今般の「実施計画の骨格」では、郵便貯金銀行および郵便保険会社が民営化後、新たに提供する商品・サービスも示されており、早期に業務範囲の拡大を希望する意向が示された。

官業である郵便貯金事業・簡易保険事業によって民間業界が不当に不利な立場に置かれないようにするためには、郵貯・簡保の「規模の縮小」と「対等な競争条件の確保」が重要であり、状況を総合的に考慮した上で、効果的な措置を講じなければならない。両協議会は、日本郵政株式会社を通じた間接的な政府出資が残る等、対等な競争条件が確保されない間は、郵貯・簡保が現在提

供している商品の範囲を超えて新商品の引受け／開発を拡大しないこと、また、新旧勘定間の相互補助を禁止するための効果的な方策がとられることを引き続き要請する。

こうした観点から、新規業務・商品分野への参入認可に関するプロセスは極めて重要である。特に、民営化の進捗状況を監視する郵政民営化委員会の審議は、関係団体から意見を聴取する等、透明性のある方法で運営されるべきであり、また、業務範囲拡大に係る認可申請があった場合には、民間金融機関との対等な競争条件を欠くことのないよう、慎重にご検討いただくことを強く要望する。

郵便事業

この「実施計画の骨格」において、新設される郵便事業会社が提供する商品とサービスについても明記されている。ここでは郵便事業会社は国際航空物流分野でのビジネス拡大を狙っており民間企業との競合も視野に入れている。郵政民営化法の目的である「公正かつ自由な競争の促進」（第2条）を達成するには、郵便事業会社が提供するサービスが、同様のサービスを提供する民間企業と同じ規制、枠組みのもとで運営され、かつ同じ監督官庁の監督を受けるべきである。

この「実施計画の骨格」では、郵政公社の国内小包配達（ゆうパック）については、この原則を受け入れているが、国際航空貨物（EMS）については、別の監督官庁の所管のもとで、競合民間他社に比べ、多くの規制上の利点を引き続き享受させることを想定している。フェアな競争を確かなものにする為に、こうしたEMSの規制上やその他の利点は排除させるべきである。

外国直接投資

両協議会は、日米両国が資本や技術導入、雇用機会創出を必要としているなか、日米両国の外国直接投資（FDI）を取り巻く環境が必ずしも良好でないことについて強い懸念を抱いている。日本や米国を始めとする先進国におけるFDIの大半は国境を越えたM & Aを通じて行なわれており、国内外の企業間の取引が歓迎されるような環境を、法令や実務手続きの整備とあわせて確立していくことが不可欠であると考えます。

米国はFDIの重要な受入れ国であり、米国のFDIの制度は一つの模範として位置づけられる。このため、両協議会は米国議会に対し対米外国投資委員会（CFIUS）が安全保障の観点から行う投資案件の審査手続きのいかなる見直しにも慎重な検討を行うよう要望する。両協議会は、CFIUSの審査手続きが、投資案件の審査が国家安全保障の確保という目的のみから客観的に、事実に基づいて行われるべきであると考えます。

両協議会は日本に対するFDIの純受入れ額が他の主要国に比べて相対的に低くとどまっているという点に大きな懸念を抱いている。このため、両協議会は2010年までにFDIの受入れ額を倍増させるという安部総理の公約を歓迎するとともに、日本政府に対してFDIの促進を妨げる規制の見直しを含め投資環境の改善をより積極的に行っていくことを要望する。

さらに、国境を越えたM & Aが機能するような環境整備が、日本においてはまだ求められる。外国企業の日本子会社が親会社の株式を対価として行う三角合併が、2007年5月1日以降施行されることは好ましい前進である。両協議会は、日本政府に対して、三角合併が合意した当事者間の友好的なM & Aを実現するための効果的な手段として機能するよう、当該手続き

における適切な株主保護および柔軟な課税の繰延べを容認するよう要望する。

知的財産権

グローバル化、IT化の進展といった環境変化の中、知的財産が、企業が生み出す価値の源泉、イノベーションの推進力として、ますますその重要性が増している。日米両国は、国内外における、知的財産権を強化することを課題として認識し、国際社会でリーダーシップを発揮すべきと考える。

まず、国際レベルの権利取得や権利保護の制度構築のため、特許制度の国際調和にむけた、「特許審査ハイウェイ」、「実体特許法条約」、「特許FTA」などの重要な施策について、両国政府が検討していることを支持する。このために、米国特許実務を国際ルール・手続きに整合させることが喫緊の課題である。かつて、日米財界人会議において、先願主義への移行が議論された。そのちょうど10年後の2006年現在において、下院にこの重要課題に焦点をあてた法案が提出されていることを評価し、法案成立までの確実な進展を望む。

次に、両協議会は、日米それぞれの政府に対して、次のように特許制度、裁判手続きの改善を要請する。まず、米国政府に対して、特許審査の品質の向上、地方裁判所判事の専門性の向上、裁判手続きと損害賠償額の合理性の向上によって、特許制度を改善することを促す。また日本政府に対しては、特許審査期間の短縮、特許庁と裁判所による判断基準の相違をなくすよう特許性判断基準の統一を促す。

さらに、第三国における知的財産の侵害に対しては、当該第三国の政府が自主的な問題解決策を採用するよう、日米両国の協力と官民一体による対応を促す。また両協議会は、模倣品海賊版拡散防止の法的枠組み作りへの、両国政府による継続的な協力を支持する。

最後に、デジタル社会や一層のグローバル化に伴う課題を提案する。すなわち、コンテンツの保護と利用のバランスの取れた対応、知的財産に関する移転価格の算定方法の明確化、更には、相互協議や事前確認制度の迅速かつ効率的運用である。

労働市場の流動性

労働市場の流動性は、生産性向上の鍵をにぎる主要な論点のひとつであり、経済成長を支える重要な構成要素である。米国での経験で明らかのように、雇用慣行などに関して一層柔軟なルールを導入することは、ダイナミックな労働市場の流動化を促し、それと同時に生産性の向上、イノベーションの促進、投資の促進、雇用の増大、労働者の福祉の増大、そして競争力の強化に寄与する。したがって、両協議会は、労働関係政策についてより高い政策優先順位をあたえること、両国内での検討とともに両国間の政策協議の遡上にのせること、を日米両国政府に要望する。

日米両国は、ともに労働関係についての新しい政策課題に直面している。米国においては、短期雇用契約の労働者の増大によって、十分なスキルや能力を開発することに支障が生じている。この問題をいかに解決することができるかが、教育問題への取り組みとともに、人材育成、労働政策上の重要な課題となっている。

日本では、多様な労働者のニーズに合致したより働きやすい就業環境をつくりだすこと、例えば、仕事と生活の両立、女性や非健常者など多様な人材の活用、高齢者の活用、といったことが、

少子高齢化社会をむかえて重要な政策課題になっている。

両協議会は、最近の日本政府による(1)労働政策審議会における労働契約や時間管理についての政策検討、(2)確定拠出年金制度のありかたの見直しについての検討、といった取り組みの帰趨が、今後のよりよい労働関係政策を実現するため極めて重要であると考えている。

そこで、現在進められている政策検討課題のなかから、特に次の三点を最優先課題として、その早期実現を日本政府に要望する。

1. 紛争時の金銭解決制度の導入

紛争当事者の双方にとって、より受け入れやすい裁判時の判決を得やすくするために、金銭解決といった労働契約の新しいルールを創設する必要がある。金銭解決制度は、多様なビジネスのあり方を考慮し、また様々な紛争のケースに役立つように制度設計が行われるべきである。

2. ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入

労働時間規制の適用除外となる職種のあり方についてのより良いルールを規定し、業績や成果に応じた人事、給与施策の導入を促進するために、労働時間規制の適用除外に関する新しいルールを創設する必要がある。あわせて、現行の裁量労働制度についても、その必要性を含めて抜本的に見直す必要がある。

3. 確定拠出年金制度の改善および強化

次項の年金制度改革でふれている確定拠出年金制度の強化のための政策要望が実現することは、労働市場の流動性を高めることにも資する。

年金改革

両協議会は、日本における少子高齢化の進行を踏まえ、公的年金制度と補完関係にある企業年金制度の充実が、今後さらに重要になると考えている。特に、確定拠出年金制度の普及は、年金制度充実の観点のみならず、証券市場活性化や労働市場の柔軟性確保の観点からも重要である。両協議会は、日本政府に対し、現行の確定拠出年金制度について、以下の改善を行うことを要望する。

- (1) 拠出限度額の大幅な引き上げ
- (2) 特別法人税の廃止
- (3) 従業員による任意の補完的掛金拠出の容認
- (4) 加入対象者の門戸拡大
- (5) 確定拠出年金資産の支払要件の緩和
- (6) 確定拠出年金間のポータビリティの拡充
- (7) 確定拠出年金運用商品の選択肢の拡大促進

エネルギーと環境

両協議会は、世界的なエネルギー需要の増加、価格高騰、気候変動の与えるインパクトを引き続き協議した。両協議会は、政府・産業界・消費者がこれら問題に更に努力して取り組むことを推奨する。新技術・代替技術の開発や適用を加速させることを含む、省エネの促進に向けた持続的努力は、温暖化ガス削減に不可欠である。また、各国固有の事情および現実的な経済コストと技術可能性を考慮した、首尾一貫した規制環境も不可欠である。

気候変動

この課題の緊急性がますます明白になっていることに留意しつつ、効果的かつ実行可能な、経済成長持続への必要性を考慮した、京都議定書後の国際的システムにフォーカスを当て始めることは、政府・産業界にとって重要である。新技術や、全ての主要な温暖化ガス排出国が参加することを重要視する、市場に基づくアプローチが、最も効果的な国際的システムのひとつであると、両協議会は引き続き考えている。複数の国で操業する企業に規制の確実性を与える整合的なルールを、両国政府は提供すべきである。

省エネルギー

日米産業界は両国政府と協力し、両国および第三国に対しても、省エネルギー努力に、以下で貢献することが可能である。

- 1) より効率的な技術の開発および商業利用
- 2) 適切な省エネ技術に基づく建築基準法、商品規格の採用

原子力

エネルギーセキュリティ、二酸化炭素排出削減の両面から原子力発電の重要性は増加している。日米両国企業はパートナーとして国際的に、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)」等のイニシアチブを通じ、このクリーン・エネルギー源の更なる開発に努めるべきである。

再生可能エネルギー

風力、太陽光等再生可能エネルギーは、エネルギーセキュリティ、多様化、省エネルギー、温暖化ガス削減促進に寄与することが可能である。それ故日米両国政府は、これら重要なエネルギー源の、潜在的な全供給事業者による研究開発・採用を促進する、全ての長短期のインセンティブ付与を検討するべきである。

クリーンコール技術

各国固有の事情を考慮しつつ、炭素の回収・貯留を伴う石炭ガス化複合発電(IGCC)を含む、クリーンコール技術の開発を促し、実現可能であることを証明するための規制枠組みとインセンティブが必要である。このエネルギー源を経済的に成立する価格で提供できるかは、長期にわたりコスト削減を促す商業規模のプロジェクトを数多く実施できるかどうかにより相当程度左右される。日米両国企業はこれら取組みにおいて協力することが可能である。